

後期高齢者医療窓口負担割合が変わります

10月1日(土)から、医療費の窓口負担割合に新たに「2割」が新設されます。これにより、負担割合は「1割」「2割」「3割」の3区分に変更となり、一定以上の所得がある人は、窓口負担割合が「2割」になります。

変更対象となるのは、全体会のうち約20%の人です。現役並み所得者(3割負担)と住民税非課税世帯(1割負担)の条件は変わりません。

10月1日(土)以降の窓口負担割合は、8月下旬から判定を行うことが可能となる

ため、判定後の窓口負担割合などの問い合わせについては、9月以降に案内することができます。

詳しく述べ、本保険年金課(22)2461または県後期高齢者医療広域連合(20)27(256)7171へ。

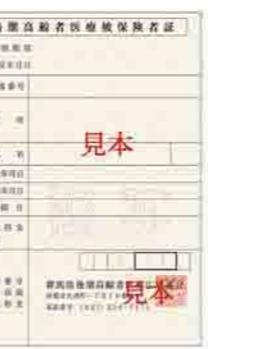
後期高齢者医療の新しい保険証を送付します

後期高齢者医療制度の保険証が、8月1日(月)から新しくなります。新しい保険証は、7月中に加入者に郵送します。

なお、10月1日(土)から、医療費の窓口負担割合が変更になります。9月には、10月から令和5年7月まで使える保険証(だいだい色)を送付します。

現在の保険証は、8月1日(月)以降は使用できませんので、破棄してください。

詳しく述べ、本保険年金課(22)2461または各行政センターへ。



▶ 8月から9月まで使用できる
後期高齢者医療受給者証

▶ 10月から使用できる
後期高齢者医療受給者証

▶ 受取開始日 6月30日(木)
申請期限 7月19日(火)

▶ 受取開始日 6月30日(木)
申請期限 7月19日(火)

▶ 市の窓口で保険証を受け取る場合

窓口で保険証の受け取りを希望する場合は、保険年金課または各行政センターへ申請してください。

▶ 受取開始日 6月30日(木)
申請期限 7月19日(火)

▶ 市の窓口で保険証を受け取る場合

窓口で保険証の受け取りを希望する場合は、保険年金課または各行政センターへ申請してください。

▶ 受取開始日 6月30日(木)
申請期限 7月19日(火)

国民健康保険の保険証が新しくなります

8月1日(月)から新しくなります。新しい保険証は「薄い紫色」です。

令和4年度から、国民健康保険の保険証が新しくなります。新しい保険証は、「薄い紫色」です。

詳しく述べ、本保険年金課(22)2461または県後期高齢者医療広域連合(20)27(256)7171へ。

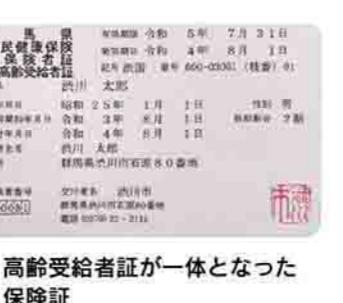


新しい国民健康保険の保険証

▶ 市の窓口で保険証を受け取る場合

窓口で保険証の受け取りを希望する場合は、保険年金課または各行政センターへ申請してください。

▶ 受取開始日 6月30日(木)
申請期限 7月19日(火)



高齢受給者証が一体となった保険証

養成講座を受講して認知症サポーターになりませんか

高齢化が進む中、認知症になる人は全国的に増えています。認知症は、誰でもなる可能性のある、身近な病気です。

認知症になると、今までどおりの生活が困難になります。しかし、家族や近所など、周囲の人々が認知症について理解することでも、認知症になつても住み慣れた地域で安心して暮らしていく人が増えていきます。

市は、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。

認知症サポーターには、誰なります。認知症サポーターには、誰なります。

男女共同参画週間

誰もが生きがいを感じられる社会へ

6月23日(木)～29日(水)は「男女共同参画週間」です。

今年のキヤッチフレーズは、「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ」です。

これは、「男だから」「女だから」といった性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重し、自身の可能性を信じて、誰もが生きがいを感じられる社会の実現を目指すキヤッチフレーズです。

市は、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わらず個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指しています。その

とき・ところ・定員・申込先別表のとおり
内容▽認知症の症状や診養成講座のご案内

令和4年度認知症サポーター養成講座一覧					
とき	ところ	定員	申込先地域包括支援センター	申込先電話番号	
7月26日(火)	午後2時～3時30分	赤城公民館	50人	赤城	26-2218
8月2日(火)		古巣公民館	20人	古巣	24-1300
9月1日(木)	午前10時～11時30分	北橋公民館	20人	北橋	25-7720
9月13日(火)		伊香保世代間交流館	30人	金島・伊香保	24-8366
9月14日(水)		渋川市社会福祉センター(渋川ほっとプラザ)	30人	中央	22-2179
10月12日(水)	午後1時30分～3時	西部公民館	10人	西部	26-7567
10月17日(月)	午前10時～11時30分	子持公民館	20人	小野上・子持	25-8025
令和5年2月21日(火)		豊秋公民館	25人	豊秋	22-2231

*申込受付時間は各申込先いずれも平日午前9時～午後5時



市の男女共同参画に関する取り組みはこちらから



夏季の空き家・空き地の管理を適正に

近年、老朽化した危険な空き家や、管理されていない空き地などが全国的に社会問題となっています。

市内でも1400件弱の空き家などが認知されています。適正な管理が図られています。

空き家は、周辺の皆さん的生活環境に悪影響を与えることがありますので、空き家・空き地は適切に管理します。

詳しくは、**本政策創造課**
(回222401)へ。

台風や夕立などに備えて管理しましょう

夏は草木が生い茂り、夕立や台風により激しい風雨に見舞われる季節です。

空き家の敷地内や管理されていない空き地では、樹木や雑草が繁茂し、隣地や道路にはみ出することで、安全な環境が保たれない状況になります。また、空き家の場合、破損した柵や部材などが強風で飛散することがあります。

空き家や空き地は、定期

的に点検し、手入れをします。

空き家管理のチェックシート

□通気・換気 月に1回程度戸や窓を開け、空気の入れ替えをしている

□通水(給水・排水) 月に1回程度全ての蛇口、トイレの水を流している

□電気・ガス ブレーカーやガスの元栓を確認、または電気・ガスを止めている

□外観 定期的に外壁塗装の損傷や木部・鉄部の腐食がないか確認している

□郵便物 ポスト内の整理や指定先への転送手続きをしている

□庭木・雑草 定期的に剪定・除草をしている

□荒天災害後の巡回 台風や地震などの後に、被害状況の確認を行っている

□地域との連絡 地域の人から所有者に連絡がとれる状況を整えている

渋川市空き家バンク 物件の登録募集中

「空き家バンク」とは、市内にある売却・賃貸希望の空き家の情報を市のホームページ上に掲載し、利用希望者に物件情報を提供するものです。

所有する空き家の売却、賃貸を検討している人は、空き家バンクへの物件登録について相談してください。

（空き家を売りたい人・貸したい人へ）

利用を希望する人は、市ホームページなどで物件情報を探して下さい。詳

細情報や内覧希望については、担当の不動産業者に直接問合せてください。

詳細や登録申請の提出書類については、市ホームページに掲載または政策創造課窓口で案内しています。

市営住宅などの入居者を募集しています

募集しています

市は、市営住宅などの入居者を別表のとおり募集しています。

入居には、それぞれ収入制限などの入居資格要件があります。

受付時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）
申込み・問合せ先 ■建築住宅課（回222072）へ



（別表）市営住宅などの入居者募集物件一覧

住宅種別	住宅名	所在地	募集戸数
市営住宅	入沢団地	渋川(入沢町)3972-4ほか	2
	大中子団地	石原2418-1	6
	伊香保竹子団地	伊香保町伊香保524-150	4
定住促進住宅	金島団地	金井1585-15	6
特定公共賃貸住宅	赤城西原団地	赤城町津久田209-10	4
借上賃貸住宅	ブルメリア	渋川(新町)1873-52	1

県営住宅入居者の定期募集

県は、7月1日(金)～15日(金)の間、県営住宅の定期募集を行います。

詳しくは、県住宅供給公社（回027(223)5811）へ問い合わせください。

「生ごみは入つていません袋」を無償配布します

令和2年度における市民

1人1日当たりのごみ排出

量は、県平均の990グラムを

大きく上回る1136グラムで、

ごみの減量化が課題となっ

ています。

ごみの減量化には、水分を多く含む生ごみを減らすことが有効です。家庭から

排出される生ごみを堆肥化し活用することは、ごみの減量化につながります。

市は、生ごみを堆肥化し、ごみとして排出しない世帯に、専用指定ごみ袋「生ごみは入つていません袋」を無償

配布します。

配布内容 専用指定ごみ袋1年分(1世帯当たり100枚まで)

対象 ①生ごみを堆肥化処理容器または電動式生ごみ処理機で自家処理している世帯

②生ごみを直接畑に埋めるなどし、自家処理している世帯

申込開始日 7月1日(金)

※配布予定枚数に達し次第締め切ります

申込方法 生ごみは出しま言書(環境森林課、各行政

センター、市ホームページにあります)と写真(生ごみを自家処理しているもの)を環境森林課または各行政センターに提出してください

専用指定ごみ袋の利用方法 宣言書の提出時に付与される宣言番号を専用指定ごみ袋に記載し、普段利用しているごみ集積所へ出してください。ただし、専用指定ごみ袋に生ごみの混入を確認した場合は、収集は行いません

詳しく述べは、**本環境森林課**(☎2114)へ。

教育委員と選挙管理委員の異動を紹介します

教育委員／教育長職務代理人に今井さん

5月20日に教育委員会が

開催され、教育長職務代理人に、今井悦子さん(北橘町分郷八崎)が指名されました。

また、任期満了により退任した狩野美喜子さんの後任として、都橋俊明さん(赤

城町上三原田)が教育委員に任命されました。

詳しく述べは、**■教育総務課**(☎22076)へ。

選挙管理委員会委員長に中澤さん

5月17日付で就任しました。

詳しく述べは、**市選挙管理委員会(本総務課内)**(☎222112)へ。

事業者の皆さん！災害などのリスクに対しても事前準備を

近年、大規模な自然災害

が全国各地で頻発しています。

また、新型コロナウイルス感染症などのリスクが顕在化しています。

こうした自然災害や感染症拡大の影響は、個々の事業者の経営だけでなく、事業に関する一連の流れ全体にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。

事業者の皆さんには、防災・減災などの事前対策に関する計画である「事業継続力強化計画」の策定をお勧めします。

事業継続力強化計画を策定することで、自然災害や感染症への事前の備えや、事後のいち早い復旧が

できるようになります。

また、事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けると、事業者には次のようなメリットがあります。

①日本政策金融公庫による低利融資
②防災・減災設備への税制優遇
③ものづくり補助金などの助成金の優遇措置ほか



事業継続力強化計画の認定制度の詳細はこちら(中小企業庁ホームページ)



詳しく述べは、**■商工振興課**(☎222596)へ。